

労務 ROAD

■ 永年勤続に対して支給する記念品等への給与課税は？

事業主様の中には、勤続年数〇年で記念品を支給されているケースもあるのではないのでしょうか？（商品券や旅行券、記念トロフィーなど…）

今回は、これらに対しての給与課税はどのようになっているのかご紹介致します。

給与として課税される	<ul style="list-style-type: none"> ・現金や商品券など (金銭に換えることが容易にできるものも含む) ⇒ただし旅行券については、下記要件を満たせば課税されません。 <ol style="list-style-type: none"> ① 旅行の実施を支給後1年以内に行うこと ② 旅行実施後、報告をすること ・カタログギフト等で、本人が自由に記念品を選択できる場合はその記念品の価額
給与として課税されない	<ul style="list-style-type: none"> ・創業記念などの記念品（下記すべてを満たす場合） <ol style="list-style-type: none"> ① 社会一般的にみて記念品としてふさわしいものである ② 処分見込価額による評価額が1万円以下であること ③ おおむね5年以上の間隔で支給するものであること ・記念品・旅行・観劇への招待費用 <ol style="list-style-type: none"> ① 勤続年数がおおむね10年以上である人が対象の場合 ② 同じ人を2回以上表彰する場合は、前に表彰したときからおおむね5年以上あいていること



【国税庁より】

■ 採用診断プログラム「CUBIC」のご案内

CUBICは、企業の人材や組織を診断するために開発されたシステムです。

従業員の採用時に実施し、「性格」「意欲」「社会性」「価値観」等の側面からデータを分析し評価することで、一般的な平均値と比較しながら、個人の特性や個性の全体像を具体的に把握することができます。

それによって面接時の留意点を確認したり、採用判定の基礎データとして活用していただけます。少ない設問数で検査時間も20分と短時間で実施できるもの魅力です。

年間契約での使い放題プランや、初めてご利用の事業所様には初回のみ無料診断もご用意しております。ご興味をお持ちいただいた方は是非お問い合わせください。

個別利用の場合	年間契約の場合	
1人 4,500円 (税別) 初回診断無料 (3名様まで)	従業員数	年額(税別)
	~9人	10,000円
	10~19人	15,000円
	20~29人	20,000円
	30~49人	25,000円
	50~99人	35,000円
	100~149人	45,000円
	150~199人	55,000円
	200人~	応相談



※詳しくは弊社ホームページをご覧ください！

VOL.631
(1902-3)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野

セミナー開催のご案内

ここが重要！押さえておきたい
「働き方改革」セミナーを
3月6日に実施します。

第一部では代表河本が、働き方改革について、第二部では Indeed さんをお招きして採用手法やトレンドについてお話しします。HPからチェック可能です。ぜひ奮ってご参加ください。

ひとりで映画館へ行くのにはまっています。先日レイトショーを観に行ったら、観客が私だけの貸切り状態で、贅沢な気分を味わえてラッキーでした。あと1回でマイルが溜まるので次は何を観ようか楽しみです。(奥田)

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto